



2021年2月3日

各 位

会社名 株式会社 は せ が わ
代表者の 代表取締役社長 新貝 三四郎
役職氏名
(コード番号 8230 東証第一部・福証)
問合せ先 経営企画部長 吉安 大輔
T E L 03-6801-1074

緊急事態宣言の期間延長に伴う営業時間短縮に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症において、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、医療に従事される皆さまをはじめとする、感染拡大防止にご尽力されている皆さまに感謝申し上げます。

1. 緊急事態宣言の期間延長に伴う営業時間短縮について

当社は、2021年1月12日（火）より、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、緊急事態宣言の対象地域である、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に所在する営業店・営業所・管理事務所の営業時間を10時30分から18時00分まで（通常は10時00分から18時30分まで、一部を除く）に短縮して営業を実施しております。

その後、1月13日（水）、緊急事態宣言の対象地域に7府県が追加されたことを受け、1月15日（金）から、追加対象地域に所在する営業店・営業所についても営業時間を短縮して営業を実施しております。

営業時間の短縮につきましては、2月7日（日）までを目途としておりましたが、昨日2月2日（火）、栃木県を除く10都府県に対する緊急事態宣言の期間延長を受け、対象地域に所在する営業店・営業所・管理事務所の営業時間短縮を、3月7日（日）までを目途とし、継続実施することといたしました。なお、緊急事態宣言が解除された栃木県に所在する営業店については、2月8日（月）より通常営業を再開いたします。

(1) 時短営業（営業時間：10時30分から18時00分、一部を除く）

対象・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、岐阜県、福岡県に所在する
115店舗・8営業所・4管理事務所

(2) 通常営業（営業時間：10時00分から18時30分、一部を除く）

対象・・・茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、山口県、佐賀県、大分県に所在する
17店舗・1出張所・1管理事務所、ECサイト

営業時間短縮の解除は3月8日（月）を予定しておりますが、政府または行政機関からの要請などに応じ、慎重な検討のうえ、適切に対応してまいります。

2. 感染拡大防止対策について

当社は、お客さま・従業員の感染予防・感染拡大防止のために次の事項を徹底しております。

- ・非接触または低接触でのご相談やお買い物の推進
(電話でのご相談、ご来店予約、ECサイト)
- ・出社前の検温、体調の確認（従業員）

- ・ 入店時の検温、体調の確認（お客さま）
- ・ マスクの着用
- ・ 消毒液の設置
- ・ 定期的な店内消毒の実施
- ・ 手洗い・うがいの励行
- ・ 金銭授受などの直接接触の回避
- ・ 入店制限の実施
- ・ 適切な対人距離の確保
- ・ 換気の実施
- ・ 飛沫防止パネルの設置
- ・ キッズコーナーの撤去・封鎖

3. 業績に与える影響について

営業時間短縮が連結業績に与える影響については、軽微であると考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以 上